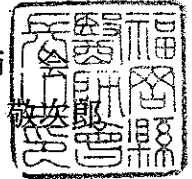


福岡県医第614号(保)

平成15年 6月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



介護給付費請求書等の記載要領の一部改正等について

「「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の一部改正について」の通知(別紙資料1, 2)に伴い、特別対策に係る取扱いが平成15年7月サービス分の請求から適用されるため、別紙資料3のとおり記載要領の一部が改正された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱の一部改正により、本事業の減免の対象に、いわゆるユニットの提供に伴い必要となる費用が明記され、その対象者についても通知されましたので、併せてご連絡いたします。



(介11)

平成15年6月10日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

西島英

青井禮



介護給付費請求書等の記載要領の一部改正等について

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の一部改正について」の通知（資料1，2）に伴い、特別対策に係る取扱いが平成15年7月サービス分の請求から適用されるため、資料3のとおり記載要領の一部改正が行われましたので、ご連絡いたします。また、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱の一部改正により、本事業の減免の対象に、いわゆるユニットの提供に伴い必要となる費用が明記され、その対象者についても通知されましたので、併せてご連絡申し上げます。

<添付資料>

資料1 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の一部改正について

（平15.5.9 老発第0509003号 厚生労働省老健局長通知）

資料2 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の一部改正について

（平15.5.9 老計第0509001号 厚生労働省老健局計画課長通知）

資料3 介護給付費請求書等の記載要領の一部改正について

（平15.5.30 老老第0530003号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）



老発第 0509003 号
平成 15 年 5 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
減免措置の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来から御配慮いただいているところであるが、
今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実
施について」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号）の一部を下記のとおり改正
し、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村
に対して周知徹底を図るとともに、本事業の円滑な実施について御協力を賜りた
い。

記

- 1 （別添 1）3（3）中「当面 3 年間については、通常 10 % の利用者負担を
3 % とする。」を「通常 10 % の利用者負担を、平成 15 年 6 月 30 日までは
3 %、15 年 7 月 1 日からは 6 % とし、平成 17 年 4 月 1 日からは通常どおり
10 % とする。」に改める。
- 2 （別添 3）3（1）中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

3 （別添3）3（3）に後段として次のように加える。

なお、減免の対象には、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設及び一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設並びに小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所及び一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所においてユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用も含まれる。

4 （別添3）3（7）中「減免対象の介護保険サービスに関するもの」を「減免対象となるもの」に改める。

5 （別添4）4（2）中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

老計発第 0509001 号
平成 15 年 5 月 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
減免措置の実施について」の一部改正について

標記については、『低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について』の一部改正について」（平成 15 年 5 月 9 日老発第 0509003 号）により老健局長から通知されたところであるが、本措置の円滑な実施につきご留意の上、管内市町村、関係団体等に対し下記の事項の周知徹底を図られたい。

なお、本通知の発出に伴い、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業の推進について」（平成 12 年 1 月 24 日老計第 50 号厚生省老人保健福祉局計画課長通知）は廃止する。

記

1 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部改正について

本事業は、介護保険法の施行時に既に訪問介護を利用していた低所得の高齢者について、利用者負担が応能負担から定率 1 割負担になったことにより利用料が急増することのないよう、激変緩和の観点から経過措置として講じているものである。

この経過措置については、その導入時において、平成12年度から3年間は3%とし、その後段階的に引き上げ、平成17年度から本来の1割負担とすることとしていたところであり、今般、この趣旨を踏まえ、本年7月から6%に引き上げるものであること。

2 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱の一部改正について

- (1) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成15年厚生労働省令第30号)が本年4月から施行され、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設及び一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者(一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設にあっては、ユニット部分の入居者)から、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用(居住費)の額の支払を受けることができることとなった。

また、同様に、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成15年厚生労働省令第28号)が施行され、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者及び一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者(一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者にあっては、ユニット部分の利用者)から、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の額の支払を受けることができることとなった。

これに伴い、本事業による減免の対象に、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用が含まれることを明記したものであること。

- (2) 本事業による減免の対象者は、要綱3(4)のとおり、市町村民税世帯非課税であって、特に生計が困難である者、具体的には、介護保険の高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者その他これに準ずると市町村が認めた者であるが、「これに準ずると市町村が認めた者」とは、介護保険料徴収に係る第2段階の所得区分に属しており、かつ、所得や資産の状況等により特に生計が困難であると認められる者をいうこと。

なお、本事業による減免の対象者は、上記基準に照らし、当該市町村における第1号被保険者の中で最も生計が困難な者から15%程度の範囲内までとすること。

老老発第 0530003 号
平成 15 年 5 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

介護給付費請求書等の記載要領の一部改正について

標記について、「「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の一部改正について」（平成 15 年 5 月 9 日老発第 0509003 号）等が通知され、平成 15 年 7 月サービス分の介護給付費の請求から適用されることとなったことに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部を下記のとおり改正するので、その取り扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

別表 2 を次のように改める。

(別表2)

保 険 優 先 公 費 の 一 覧 (適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	訪問看護
4	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知） 「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上
9	特別対策（低所得者対策等）	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受給者証	94	介護保険を優先し残りの4%を公費で負担する	訪問介護
		障害者施策利用者への支援措置	57	受給者証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護

10	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護
11	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、通所介護及び短期入所生活介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護福祉施設サービス、通所介護及び短期入所生活介護
12	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様